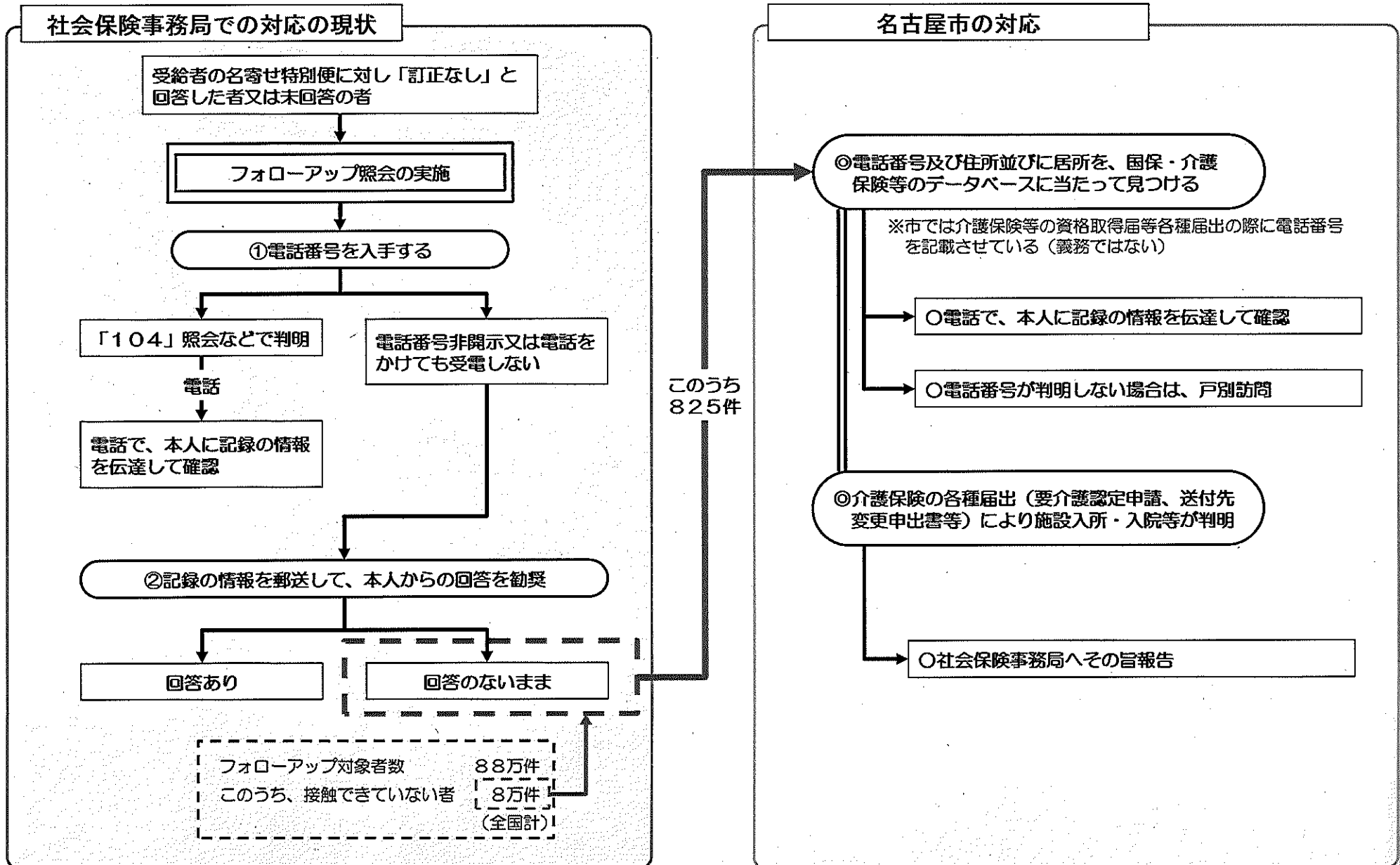


# 受給者の名寄せ特別便送付者への対応



## 市町村に対する年金記録調査に係る協力要請について（案）

## 1 概要

社会保険事務所又は社会保険事務局（以下「社会保険事務所等」という。）において実施している受給者名寄せ便のフォローアップ照会について、社会保険事務所等における調査（NTTの電話番号案内等）では電話番号が判明せず、未統合記録を同封した文書による照会にも回答がないため、それ以上の調査が不能となったものについて、市町村が保有している国民健康保険、介護保険及びその他福祉情報を活用することにより電話番号や連絡先が一定程度判明することが、名古屋市が実施した年金記録の調査により確認された。

このため、全国の市町村に対し、① 市町村が独自に保有する電話番号や連絡先の提供、又は、② 判明した電話番号又は連絡先を活用し、市町村において記録の調査を行うことの協力を依頼し、受給者名寄せ特別便の処理促進を図るものである。

## 2 調査対象者

受給者名寄せ特別便のフォローアップ照会対象者のうち、以下のいずれにも該当する者を対象とする。

- ① NTT電話番号案内や社会保険オンラインシステムに保有しているデータでは電話番号が判明しなかったもの
- ② 未統合記録を同封した記録を同封した文書を送付しても回答がないもの

・対象見込件数：約8万件

（うち、訂正なし分約4万件、未回答者分約4万件）

※名古屋市においては、未回答者分約4万件のうち825件を調査対象

（市及び区の職員約100名により通常業務をこなしながら実施）

うち、市が独自に保有する情報による電話番号判明率 約65%

市が独自に保有する情報による施設入所等の判明率 約15%

・電話番号及び居所の判明が期待できる最大件数 約6万件（約8万件×8割）

・当該調査により判明した記録統合により見込まれる年金支給総額（極めて粗い計算） 約480億円（\*）

（\*）再裁定による1人当たりの年金額の増額を5万円、年金受給年数を20年、本人の記録である割合を8割と仮定

## 3 市町村への協力依頼内容

各市町村に対し、各社会保険事務所から以下のいずれかの協力をお願いする。

なお、協力いただいた市町村には国民年金等事務取扱交付金を交付要綱に基づき交付。

（電話番号の提供@30円/件、市町村職員が電話@165円/件、市町村職員が訪問@165円/件+@730円/日）

- ① 社会保険事務所等から対象者リストを各市町村へ渡し、各市町村が保有する国民健康保険、介護保険及びその他福祉情報の電話番号及び居所（連絡先）を調査のうえリストに記入して返還してもらう。
- ② 上記①に加え、電話番号等が判明した者に電話又は訪問を行い、ご本人の記録であるか否かの確認を行っていただく。